

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月8日(火)  
午前9時57分～午前10時30分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信  
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸  
委員 菅原和子 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名  
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博  
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤 幸也  
次長兼議会総務係長 西村 雅裕  
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項  
付議事件
  - (1) 議会の運営に関する事項について
    - ① 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会の対応について
    - ② 令和3年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について

## 確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について

## 付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
  - ① 議案の取扱いについて
  - ② 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
  - ① 名取市議会会議規則の一部を改正する規則について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
  - ① 陳情の取扱いについて

午前9時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会の対応についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会での対応について、内容を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、これまでも、定例会開催時の本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

このことについて、6月定例会開催に向けて、去る5月31日の会派代表者会議で改めて協議が行われ、今定例会での対応が決定しましたので御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

会派代表者会議での決定事項は枠の内容の通りですが、1から4の一般質問や委員会審査などは2月定例会で対応した内容と同様の対応をします。

以上の6月定例会における対応については、既に会派代表者会議でお認めいただいている内容ではありますが、改めて、議会運営委員会において決定すべく御協議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会での対

応について、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前9時59分 休憩

---

午前9時59分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第3回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和3年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の2ページ、1の（2）の①、今期定例会に提出のありました市長提出議案23か件の内容について御説明いたします。

資料の1ページから3ページを御覧願います。

まず、報告事項については、去る2月定例会にて審議・可決されました繰越明許費等の繰越額の確定による5か件の報告です。

次に、専決処分については、条例の一部改正が3か件、補正予算が3か件、合わせて6か件です。

次に、条例議案については、改正条例案8か件です。

次に、補正予算については、一般会計及び介護保険特別会計に係る2か件

です。

次に、その他議案については、市道路線の認定関係についての2か件となっております。

以上が市長提出議案23か件の内訳です。

次に、次第書の2ページ、② 議員提出議案については、2か件です。資料は3ページになります。規則1か件及び意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の2ページ ③ 一般質問を御覧ください。

一般質問については6月4日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には11名の議員より、合わせて質問事項25事項、質問要旨70項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、菊地昌夫議員、2番、小野寺美穂議員、3番、大友康信議員、4番、佐々木哲男議員、5番、大久保主計議員、6番、吉田 良議員、7番、齋 浩美議員、8番、菅原和子議員、9番、菊地 忍議員、10番、荒川洋平議員、11番、笹森 波議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書2ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、6月10日木曜日から6月23日水曜日までの14日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程です。会期日程（案）について御説明いたします。

資料4ページ及び5ページを御覧願います。

令和3年第3回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の6月10日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、報告第1号から報告第5号まで及び議案第63号から議案第80号までの市長提出議案23か件を一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を

受けます。

次に、議案第63号から議案第68号までの専決処分の承認に係る議案6件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第70号から議案第76号までの改正条例7件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第79号及び議案第80号の市道路線認定関連議案2件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、報告第1号から報告第5号までに対する質疑を行います。

次に、議案第2号に対する採決を行います。

次に、議案第3号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容となります。散会の後、常任委員会を開催します。

6月11日から14日までは、休会とするものですが、14日月曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

6月15日、16日及び17日は一般質問を行います。

6月18日から22日までは、休会とするものですが、18日及び22日は、議案審査等のため常任委員会を開催いたします。

常任委員会については、18日は、午前に総務消防常任委員会を、午後に建設経済常任委員会を、22日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日の6月23日水曜日は、まず、議案第69号の改正条例議案1件について、質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第70号から議案第76号までの改正条例案7件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第77号及び議案第78号の補正予算2件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第79号及び議案第80号の市道路線認定関連議案2件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第3号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして6月定例会閉会となる会期日程案です。

最後に、次第書の2ページ、⑥ その他です。

まずアについては、執行部より本年4月1日付けの人事異動により、新たに管理職に就任した職員の紹介をしたいとの申し出がありました。これをお受けする形で、6月10日木曜日の本会議開会前に我妻副市長から紹介をしていただきますので、開会5分前に議場に御参集いただきたいと考えております。

⑥その他のイです。全国市議会議長会第97回定期総会は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、書面会議により開催されましたが、総会において、丹野政喜議員が議員在職20年以上在職の特別表彰を受けられました。また、全国市議会議長会国会対策委員会委員として、長南良彦議長に感謝状が授与されました。先例に基づきまして本会議の中で表彰状の伝達を行うことにしたいと思っております。具体的な会期日程で申し上げますと、資料4ページ会期日程案の6月10日、(1)開会の後、(2)会期の決定の前に表彰状の伝達を執り行う予定としております。表彰状の伝達を行いまして、受賞者より御挨拶をいただく予定です。

令和3年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について、説明は以上です。

○委員長(佐々木哲男) ただいま、令和3年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について、説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木哲男) お諮りいたします。6月定例会の会期及び日程(案)については、6月10日から6月23日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木哲男) 御異議なしと認めます。よって、令和3年第3回名取市議会定例会の会期及び日程(案)については、6月10日から6月23日までの14日間とすることに決定いたしました。

次に、条例議案の事前説明会について確認を行います。書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記(佐藤恵子) 次第書の2ページ、下段を御覧願います。

条例議案の事前説明会については、明日6月9日水曜日午前10時より開催します。場所は議員協議会室です。

説明議案については、議案第63号から議案第65号まで及び議案第69号から議案第76号までの条例議案11か件に対する説明になります。

説明員は、各条例を所管する部課長等となります。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、書記をして説明をいたさせましたとおり、条例議案の事前説明会が開催されますので、議案書をお持ちの上、御参集願います。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の3ページ、1の（1）の① 審議方法・付託する常任委員会について、議案番号順に御説明いたします。

資料は6ページ及び7ページの議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第1号から報告第5号までについては、6月10日に審議を行います。審議の方法については、質疑のみとなります。

次に、議案第63号から議案第68号までの専決処分6か件については、6月10日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、起立採決を行います。

次に、議案第69号の改正条例議案については、6月23日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第70号から議案第76号までの改正条例議案については、まず6月10日に質疑及び委員会付託を行います。6月23日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの改正条例議案の委員会への付託については、議案第70号を総務消防常任委員会へ、議案第73号、議案第75号及び議案第76号を建設経済常任委員会へ、議案第71号、議案第72号及び議案第74号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

なお、議案第69号については、改正条例議案であり、委員会付託を例とするものですが、複数の委員会にまたがるまとめ条例のため、6月23日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、資料は7ページになります。

議案第77号及び議案第78号の補正予算案2か件については、6月23日の最終日、質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第79号及び議案第80号の市道路線の認定関連議案2か件については、まず6月10日に一括議題として質疑及び建設経済常任委員会へ付託を行います。6月23日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行うものです。

次に、議会案第2号の改正規則案については、6月10日木曜日に提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに簡易採決を行うものです。

次に、議会案第3号の意見書案については、6月10日木曜日に質疑、委員会付託を行います。6月23日水曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、本意見書案については、建設経済常任委員会へ付託するものです。

① 審議方法・付託する常任委員会については以上です。

次第書3ページにお戻りください。

次に、② 議案審査等に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を6月18日金曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日午後に、民生教育常任委員会を6月22日火曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原

案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議会提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の3ページ下段を御覧願います。

資料については、22ページから24ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第3号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS等処理水の海洋放出について慎重な対応を求める意見書（案）です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は笹森 波議員、小野寺美穂議員です。取扱い案としては、建設経済常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、議員提出議案（意見書）の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。議員提出議案、意見書1か件の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、名取市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

次第書は4ページ、2の（1）です。資料8から21ページも併せて御覧ください。

改正に至った背景から申し上げます。

このことについては、本年2月定例会開催中の議会運営委員会の中でも触れておりますが、先般、標準市議会会議規則について、大きく2点の改正がありました。1点目は、欠席の届出関係について、2点目として請願書への押印の見直しについてでした。

2点目の押印の見直しについては、市民が行う行政手続であり優先して対応すべきとして、先の2月定例会において、議員提出議案として、市議会会議規則の改正を行ったところです。

一方で、1点目の欠席の届出関係については、整理すべき事項があるため、改めて会派代表者会議でその考え方を協議し、改正案を取りまとめていくとしておりましたが、今回はこの欠席の届出関係について5月31日の会派代表者会議において、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を行うことが決定したことに基づき、名取市議会会議規則について所要の改正を行うものです。

資料13ページからの名取市議会会議規則の抜粋を御覧ください。

資料14ページの他、赤で記した部分が改正箇所となりますが、これまで、議員の欠席事由について「事故のため」としていたところを、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」と具体的に例示として明文化するものです。また出産に伴う欠席期間についても、これまでは「日数を定めて」としていたところを、表記のとおり明文化するものです。

標準市議会会議規則の改正内容に加えて、改正する案を施している部分について御説明させていただきます。

第2条第2項です。ここでは、出産に伴う欠席期間の範囲を明記する改正を行いますが、出産前の欠席期間について、標準市議会会議規則では「出産予定日の6週間前の日から」と改正していますが、本市議会会議規則では「出産予定日の8週間前の日から」と改正する案です。

委員会について規定する15、16ページの第81条についても同様の改正案となります。

考え方としましては、資料18ページとして「名取市職員の勤務時間、休暇等

に関する規則」より一部抜粋したものをお配りしていますが、特別休暇について規定する第14条第1項第11号において、出産前の特別休暇の期間を「8週間以内に出産を予定している場合 出産の日までの申し出た期間」と規定していることを鑑み、これに準じて同内容での改正とする案です。

なお、今回の標準市議会会議規則改正による県内市議会の対応を確認したところ、既に4市議会では3月までに開催の議会において、基本的に標準市議会会議規則どおりの改正で対応済みとなっております。そのうち登米市議会においては、出産前休暇の期間を8週間として改正をしております。

また、その他市議会でも、6月定例会においてこの件についての改正議案を提出する動きがあり、このうち岩沼市議会では、出産前休暇の期間を8週間として改正する事が議会運営委員会で決定し、議案提出の事務を進めていると伺っております。

以上が名取市議会会議規則の改正内容になりますが、今回の会議規則の一部改正は、既に御案内のとおり議決対象となっております。

次第書4ページ2の(1)①議会案について説明いたします。

資料は19ページから20ページを御覧願います。

提出者、賛成者については、先例に倣い、提出者は議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会委員といたします。

提案理由については、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消を行うことについて、所要の改正を図るため提案するものであるとしております。

資料の20ページを御覧願います。改正の案文です。

内容は先ほど説明いたしましたとおりとなりますので割愛します。

附則は、この条例は公布の日から施行するとしております。

改正条例の内容については以上です。

なお、参考として、資料21ページに新旧対照表を掲載しております。

次第書の4ページにお戻りください。

②提出者、及び③賛成者です。

議会案提出者、賛成者については、先ほど説明いたしましたとおり、提出者

を議会運営委員会委員長、賛成者を議会運営委員会委員といたします。

次に、④取扱い案です。

上程については、6月10日木曜日、報告第5号の質疑の後を予定しております。審議の進め方については、提案理由、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決方法は簡易採決とする案です。

説明は以上になります。

○委員長（佐々木哲男） ただいま名取市議会会議規則の一部を改正する規定について書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。名取市議会会議規則一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会会議規則の一部を改正する規則については、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の4ページの中段、資料は25ページを御覧願います。

今期定例会には、1件の陳情が提出されております。

陳情第1号 名取市所有の土地の借用についての陳情です。提出者は、佐藤幸弘氏です。

以上、この陳情の取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する総務消防常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。陳情1か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時30分 散会

令和3年6月8日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男